

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条若しくは第4条の規定に違反する行為又は同法第5条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(2) 刑法第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(3) 刑法第95条、第124条第2項、第130条若しくは第132条に規定する罪、同法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第139条、第141条（第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）又は第139条に係る部分に限る。）、第155条、第156条（155条に係る部分に限る。）、第157条第1項若しくは第3項（第1項に係る部分に限る。）、第158条（第154条又は第157条第2項に係る部分を除く。）、第159条第1項若しくは第2項、第160条、第161条（第159条第3項に係る部分を除く。）、第161条の2、第163条の2から第163条の5まで、第165条から第167条まで、第168条（第164条第2項に係る部分を除く。）、第176条から第179条まで、第182条、第186条、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第213条後段、第214条から第216条まで、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第240条又は第241条に係る部分を除く。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条若しくは第260条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(4) 刑法第103条、第104条、第105条の2、第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第140条、第141条（第140条に係る部分に限る。）、第157条第2項若しくは第3項（第2項に係る部分に限る。）、第158条（第157条第2項に係る部分に限る。）、第159条第3項、第161条（第159条第3項に係る部分に限る。）、第187条第1項若しくは第2項、第201条、第208条の2第1項、第213条前段、第222条又は第237条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(5) 刑法第174条、第175条、第206条、第208条、第254条又は第261条に規定する罪に当たる違法な行為	E
(6) 刑法第185条、第187条第3項又は第231条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(7) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項若しくは第4項の規定に違反する行為又は同法第3条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(8) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3に規定する罪に当たる違法な行為	C

(9) 暴力行為等処罰に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(10) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(12) 労働基準法第118条第1項（第56条に係る部分に限る。）又は第119条（第1号（第61条又は第62条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(13) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(14) 食品衛生法第81条第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 食品衛生法第82条第1項（第55条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(16) 軽犯罪法第1条（第2号、第8号、第10号、第11号、第13号、第14号、第26号から第29号まで又は第31号から第34号までのいずれかに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条（第2号を除く。）又は第52条（第4号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第50条第1項（第4号（第22条第5号に係る部分に限る。）、第5号（第28条第12項第4号に係る部分に限る。）又は第10号に係る部分に限る。）、第52条（第1号（第31条の13第2項第1号又は第2号に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）若しくは第53条（第1号又は第2号（第31条の13第1項又は第31条の18第1項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は同法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項若しくは第35条の4第1項若しくは第4項（第1号に係る部分に限る。）に規定する指示に違反する行為	C
(19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第13条の規定に違反する行為又は同法第21条の規定に基づく条例の規定（卑わい行為又は営業所内での店舗型性風俗特殊営業に係る部分に限る。）に違反する行為	D
(20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第53条（第7号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は同法第16条、第18条の2若しくは第28条第11項の規定に違反する行為	E
(21) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法第21条の規定に基づく条例の規定（卑わい行為又は営業所内での店舗型性風俗特殊営業に係る部分を除く	F

。) に違反する行為	
(22) 大麻取締法第24条の2又は第24条の3 (第1項第1号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	C
(23) 大麻取締法第24条の7又は第25条第1項 (第1号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	D
(24) 旅館業法第10条 (第1号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	D
(25) 競馬法第30条 (第3号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 競馬法第33条 (第2号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	F
(27) 自転車競技法第56条 (第2号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	C
(28) 自転車競技法第58条 (第3号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	F
(29) 小型自動車競走法第61条 (第2号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	C
(30) 小型自動車競走法第63条 (第3号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	F
(31) 毒物及び劇物取締法第24条の2 (第1号に係る部分に限る。) 又は24の3に規定する罪に当たる違法な行為	D
(32) モーターボート競走法第65条 (第2号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	C
(33) モーターボート競走法第68条 (第3号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	F
(34) 覚醒剤取締法第41条の2、第41条の3 (第1項第1号に係る部分に限る。) 、第41条の4 (第1項第1号又は第2号に係る部分を除く。) 、第41条の5第1項 (第3号に係る部分に限る。) 、第41条の11又は第41条の13に規定する罪に当たる違法な行為	C
(35) 出入国管理及び難民認定法第70条第1項 (第4号に係る部分に限る。) 又は第73条の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(36) 出入国管理及び難民認定法第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 道路法第100条 (第1号に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる違法な行為	D
(38) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、譲受又は所持に係る部分に限る。) 、第66条 (譲渡、譲受又は所持に係る部分に限る。) 、第66条の4、第68	C

条の2又は第69条（第6号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
(39) 麻薬及び向精神薬取締法第69条の5又は第70条（第18号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(40) あへん法第51条から第53条まで、第54条の2、第54条の3に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(41) 売春防止法第7条から第13条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(42) 売春防止法第5条又は第6条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(43) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(44) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3、第31条の4、第31条の8、第31条の9、第31条の11（第1号に係る部分に限る。）、第31条の15又は第31条の16第1項（第1号から第3号までのいずれかに係る部分に限る。）若しくは第2項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(45) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第2項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）、第3項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）若しくは第4項、第31条の18（第2号を除く。）又は第32条（第1号、第4号又は第5号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(46) 道路交通法第115条又は第117条から第117条の2の2までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(47) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の4（第1号を除く。）、第117条の5（第3号を除く。）、第118条から第118条の3まで又は第119条第1項に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(48) 道路交通法第119条第2項、第119条の2、第119条の3第1項（第7号又は第8号を除く。）若しくは第2項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(49) 薬事法第83条の9又は第84条（第5号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(50) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項又は第5条第2項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(51) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第15条、第17条第2項又は第18条第2項（第1項第5号又は第6号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(52) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第17条第1項、第18条第1項（第5号に係る部分に限る。）、第19条（第1号に係る部分に限る。）又は第20条に規定する罪に違反する行為	C

(53) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第18条第1項（第6号に係る部分に限る。）若しくは第19条（第2号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為、第8条第3号若しくは第5項若しくは第9条第2項若しくは第3項の規定に違反する行為又は同条例第12条に規定する指示に違反する行為	D
(54) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(56) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（仮称）第2条（第6号に係る部分を除く。）、第5条に規定する罪に当たる違法な行為	
(57) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条（第1項第14号又は第15号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(58) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条から第6条まで又は第7条第1項から第5項までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(59) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(60) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第34条（第2号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(61) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条（第1項第7号に係る部分に限る。）又は第4条（第3条第1項第7号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(62) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項（第7号又は第10号を除く。）若しくは第2項（第1項第7号又は第10号に係る部分を除く。）、第4条（第3条第1項第9号、第13号又は第14号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第1号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(63) 条例以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(62)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(64) 条例以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(62)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(65) (1)から(64)までのいずれかに掲げる法令違反行為を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類